

# 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援の概要（案）

輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援 24億円

※ 予算決定までに変わる可能性があります

令和2年4月13日  
農林水産省輸出先国規制対策課

## 1 事業概要

農林水産物・食品について、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化や仕向先転換に対応するため、輸出を行う食品事業者等に対して、施設や機器の整備、これらの効果発現を促進するためのソフト経費の支援を行う。

## 2 趣旨

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、輸出先国の消費行動の変化や、物流の停滞が発生し、農林水産物・食品の輸出が停滞しているところである。

こうした状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症による輸出先国における外食から家庭食へのシフトに対応し、新型コロナウイルス感染症の沈静後に輸出で反転攻勢をかけるためには、輸出先国のマーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応する必要がある。

このため、輸出を行う食品事業者等に対して、冷凍食品等の家庭食用化や新たな輸出先国向けに対応するために必要な製造ラインや保冷庫の整備、小分け機、カット・スライス機、パッキング、ラベルなどの設備の整備や導入、衛生管理強化のためのコンサル費などの支援を行う。

## 3 交付対象者の要件

(ア) 交付先：都道府県等（都道府県又は、食料産業局長が認める団体）

(イ) 事業実施主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合、交付対象者に含む。

※ 個社支援的な補助事業とする。

※ 事業者規模を要件としない。

## 4 交付対象経費等

### (ア) 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。なお、見学通路等についても、輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。

#### ・対象施設・機器の例

新たな製造ラインの新設や改修、保冷库の改修や導入、小分け機やカット・スライス機の導入、家庭消費向け加工機器の導入などに要する経費を支援

### (イ) 効果促進事業

輸出先国の規制がある場合、整備を迅速に行うために必要なコンサル費や認証取得に係る費用、輸出産品や導入する機器の輸送費等、(ア)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。

ただし、全体事業費の20%以内とする。

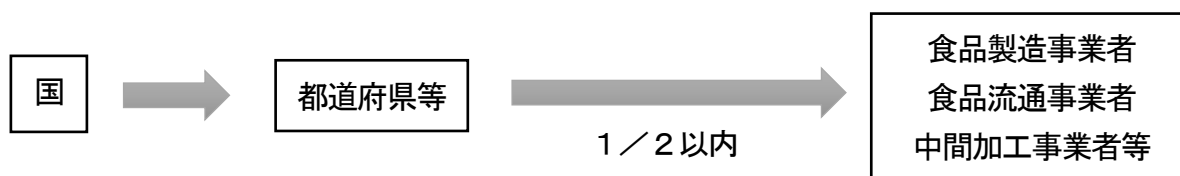
※全体事業費は、本事業で実施する施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額とする。

## 5 支援内容

### (ア) 補助率、上限額、下限額

- ・ 補助率については、1/2以内とする。
- ・ 1事業申請あたりの全体事業費は、上限1億円、下限50万円とする。

※複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を施設整備事業の事業費とする。



### (イ) 都道府県等附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、全体事業費の5%以内（交付額の外数）を都道府県及び食料産業局長が認める団体（以下「都道府県等」という。）への附帯事務費として交付するものとする。交付率は定額。

## 6 成果目標

輸出額目標は、施設・機器等の導入年度から翌々年度（※）までの各年度において設定し、毎年度事業実施状況を報告することとする。成果目標は、翌々年度における輸出の増加額とする。

※翌々年度とは、施設・機器等を導入した年度の2年後に該当する年度。

	現 状	施設・機器等の 導入年度	翌年度	翌々年度 (成果目標年度)
輸出額	〇〇百万円	△△百万円	□□百万円	●●●百万円

導入年度から翌々年度までの各年度において輸出額目標を設定

成果目標：翌々年度における輸出の増加額（●●●百万円－〇〇百万円）

## 7 事業の流れ

原則として、6次化交付金の流れに準拠する。

- ① 都道府県等は、食品製造事業者等に対して要望調査を実施。
- ② 食品製造事業者等は、実施計画書（案）を作成し、都道府県等に提出。
  - ・施設、機器を導入する都道府県に申請するものとする。
  - ・一事業者が2つ以上の施設・機器を整備し、かつ、それらがそれぞれ異なる都道府県に存在する場合は、導入する都道府県にそれぞれ別々に申請するものとする。
- ③ 都道府県等は、事業者からの実施計画書（案）を取りまとめ、採点を実施。
  - ※ 都道府県等の裁量で独自加算等が可能。
- ④ 都道府県等は、取りまとめた採点結果を本省（農政局等）に提出・協議する。
- ⑤ 本省（農政局等）は、都道府県等から提出された採点表を踏まえ、採択事業者を決定し、都道府県等に割当を実施。
- ⑥ 都道府県等は、採択事業者に対して実施計画書の提出を依頼。
  - ※ ②の実施計画書（案）と同じフォーマット。
- ⑦ 採択事業者は、都道府県等に対して実施計画書を提出。
- ⑧ 都道府県等は、提出された実施計画書を精査し、採択事業者に採択結果を通知。
- ⑨ 採択事業者は、交付申請書を都道府県等に提出。
- ⑩ 都道府県等は、採択事業者に対して交付決定を実施。
- ⑪ 交付後は、各都道府県等は、事業の進捗管理を行い、進捗等に問題があれば適宜指導を行うこととする。
  - ※ 都道府県を通じた間接補助事業、また、交付決定を地方農政局から行うこととする。

## 8 採択基準及び配分基準

### (ア) 主な採択基準

- ・ GFP に登録していること
- ・ 全体事業費が 1,000 万円を超える場合にあっては、全体事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められるものから全体事業費の 10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策を含む一般衛生管理の実施体制を有すること。
- ・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、その市場分析が行われていること。
- ・ 施設・機器等の導入後、3か月以内に輸出を行うこと。ただし、物流の停滞等、事業者の責によらない事情により輸出が行えない場合等にあっては、輸出先との商談、サンプル輸出等、輸出先への商流の回復後、本格的な輸出につながる取組を実施すること。
- ・ その他、ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと、等

### (イ) 主な評価項目

- ・ 従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防対策や施設整備等の消毒に関する作業マニュアル等が作成されており、適切に実施されていること。

なお、感染予防対策や消毒は、「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を参照すること。

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/ncv\\_guideline.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html)

- ・ 輸出先国の市場分析に基づく具体的な輸出計画が立てられている場合、高評価とする。
- ・ 早期に完成し、具体的な事業効果が早期に見込まれる場合、高評価とする。
- ・ 輸出実績の有無
- ・ 取得済の輸出向け認証※の有無  
※政府機関が定める輸入条件（EU-HACCP 等）、ISO22000、JFS-C 等
- ・ 「農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）」による輸出事業計画の認定又は GFP グローバル産地計画の承認の有無。
- ・ 輸出目標額
- ・ 輸出向け認証の取得目標の有無  
※政府機関が定める輸入条件（EU-HACCP 等）、ISO22000、JFS-C 等
- ・ 地域ポイント（地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか）等

## 9 留意事項

- ・ 事業実施計画の策定に当たり、HACCP等の認定・認証を取得予定とする場合にあっては、品質・衛生管理専門家等の活用が施設認定を取得するために効果的であり、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことが必要である。このため、専門家の活用、指導内容及びその対応状況等が分かる書面を提出すること等により、十分な調査・検討を行った上で申請することとする。
- ・ 地方財政措置について総務省に要望中。

## 10 今後のスケジュール（P）

- ・ 令和2年4月15日（水）～ 都道府県等にて要望調査
- ・ 令和2年5月上旬（GW明け）：都道府県等における要望調査締め切り  
※ 都道府県等は、上記締め切りまでに実施計画書（案）および採点結果を地方農政局等に提出
- ・ 令和2年5月中旬：地方農政局等における要望調査締め切り  
※ 地方農政局等は、上記締め切りまでに都道府県等からの提出書類を確認・取りまとめの上、農林水産本省に提出
- ・ 令和2年5月中旬～：支出負担行為実施計画協議
- ・ 令和2年6月上旬：割当て及び示達見込み  
※ 採点結果を踏まえ、予算配分対象となった事業実施主体分の予算を都道府県等に割当て
- ・ 令和2年6月上旬～：事業実施計画の協議、交付決定等

※ 要望調査を実施後、予算配分残が生じた場合は、追加要望調査を実施。

## 問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 輸出先国規制対策課（今東、鈴木、森）

メール：keiji\_imahigashi820@maff.go.jp

：yuta\_suzuki890@maff.go.jp

：kohei\_mori320@maff.go.jp

TEL：03-3501-4079

以上